

第63号議案

市道の路線廃止及び変更について

次のとおり市道の路線を廃止し、及び変更するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

路線廃止（道路法第10条第1項該当）

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
A - 39	鎌倉2号線	大塚町鎌倉	29番 3地先	
		大塚町鎌倉	34番 28地先	
CO - 238	砂田13号線	豊岡町砂田	66番 地先	
		豊岡町砂田	68番 1地先	
DO - 248	月田7号線	竹谷町月田	65番 地先	
		竹谷町月田	61番 1地先	

路線変更（道路法第10条第2項該当）

整理番号	路線名		起 点		重要な経過地
			終	点	
A - 646	海陽町1号線	旧	海陽町三丁目	5番 1地先	
			海陽町二丁目	7番 3地先	
		新	海陽町三丁目	1番 1地先	
			海陽町二丁目	7番 7地先	
DO - 14	錦田5号線	旧	竹谷町錦田	32番 1地先	
			竹谷町錦田	32番 3地先	
		新	竹谷町錦田	32番 3地先	
			竹谷町錦田	32番 3地先	

提案理由

市民の利便を増進するため提案する。